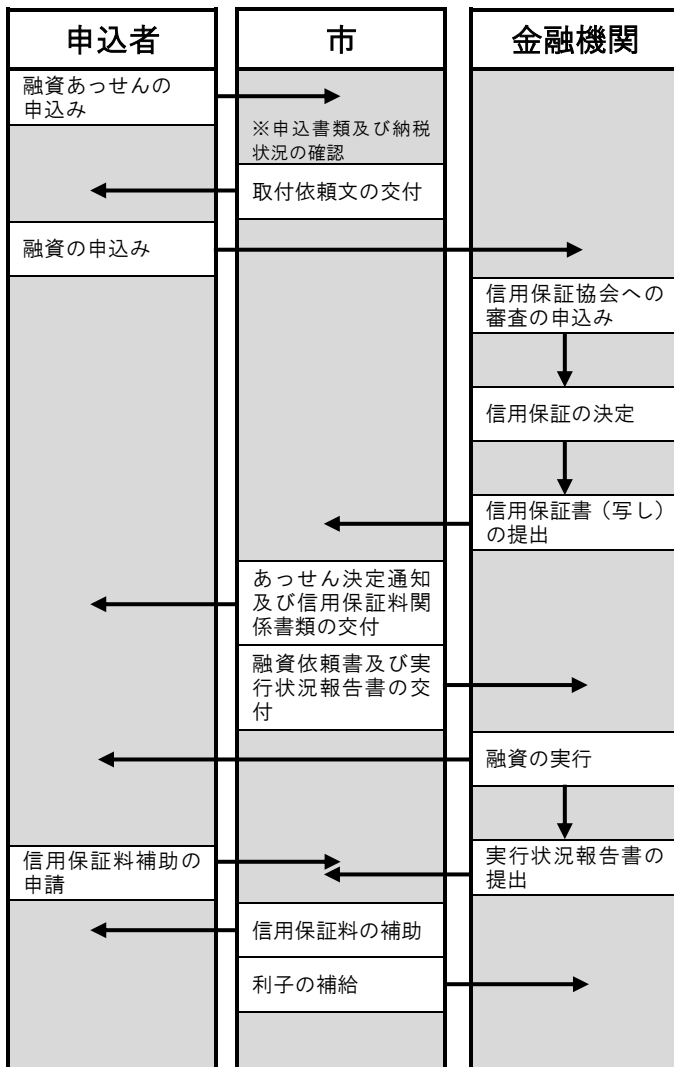


申込みから融資実行まで

※融資実行まで2～3ヶ月程度かかる場合があります。



ご注意

- 金融機関及び信用保証協会の審査により、融資の金額が変更、あるいは否決される場合があります。
- 融資の実行までには、時間がかかる場合があります。時間に余裕を持ってお申込みください。
- 事業協同組合、企業組合、協業組合、医療を主たる事業とする法人も対象になる場合がありますので、お問合せください。
- 修正液（テープ）や消せるボールペンは使用できません。訂正する場合は、該当箇所にも二重線を引き、訂正印を押してください。

融資取扱金融機関

金融機関	所在地	電話番号
三井住友銀行		
花小金井支店 ※融資窓口は 新宿西法人エリア	小平市 花小金井 1-10-7 ※新宿区西新宿 1-7-1 松岡セントラルビル 5F	042(465)3131 ※03(3342)3217
りそな銀行		
花小金井支店 小平支店 ※融資窓口は 田無支店	小平市 花小金井 1-1-8 小平市 学園東町 1-4-37 ※西東京市 田無町 4-1-2	042(467)6611 042(341)2511 ※042(461)1411
きらぼし銀行		
小平支店 久米川駅前支店 滝山支店 西国分寺支店	東村山市 栄町 2-20-1 東村山市 栄町 2-20-1 東久留米市 滝山 5-1-11 府中市 寿町 1-1 (府中支店・東府中支店内)	042(394)3722 042(392)1611 042(474)7211 042(335)3136
西武信用金庫		
小平支店 花小金井支店	小平市 学園東町 1-4-29 小平市 花小金井 4-33-8	042(341)5131 042(463)2711
青梅信用金庫		
小平支店 東大和支店 東京街道支店	小平市 美園町 1-15-1 東大和市 南街 5-1-17 東大和市 清水 6-1199-8	042(345)3411 042(561)0511 042(565)2131
多摩信用金庫		
小平支店 学園東支店 一橋学園支店 花小金井支店 国分寺支店 東大和支店 恋ヶ窪支店	小平市 小川西町 4-12-11 小平市 学園東町 2-12-15 小平市 学園西町 3-1-35 小平市 花小金井南町 1-13-19 国分寺市 本町 3-11-12 東大和市 南街 5-65-2 国分寺市 戸倉 1-3-4	042(341)3131 042(345)5511 042(346)2111 042(465)2233 042(321)4141 042(564)7111 042(328)3011
東京厚生信用組合		
小平支店	小平市 美園町 1-31-1	042(343)0321
大東京信用組合		
東大和支店	東大和市 南街 3-55-8	042(567)2011
飯能信用金庫		
東村山支店 東大和支店	東村山市 野口町 3-4-13 東大和市 桜が丘 4-302-3	042(397)6060 042(565)3755

令和7年4月版

創業資金 融資あっせんの ご案内

— 新たに事業を始める皆様へ —
(事業開始後1年未満の方も対象)

小口事業資金・小口零細企業資金融資あっせん制度

市内で創業(信用保証協会の保証対象業種に属する事業)予定の方、または創業したばかりの方を支援し産業の振興を図るため、市が指定する金融機関に融資のあっせんをし、利子及び信用保証料の一部を補助します。

利子の一部補助

市が取扱金融機関に利子の一部を補給することにより、申込者は低利率で融資を受けられます。なお、個人においては住所、法人においては本店所在地が市内から転出した時は、利子補給が取りやめになります。

保証料の一部補助

右表の区分ごとの補助率で計算した金額の合計を補助しています。 (例)信用保証料が50,000円の場合 $35,000 \times 10/10$ $+ (50,000 - 35,000) \times 1/2$ $= 35,000 + 7,500 = 42,500$ 円 が補助額となります。	信用保証料の金額	補助率
	35,000 円以下	10/10
	35,000 円を超える	1/2
	70,000 円を超える	1/3
	105,000 円を超える	1/4
	140,000 円を超える	1/5

繰上完済により、信用保証料の返戻があった場合は、変更後の信用保証料に対して補助率を適用し、既に交付した補助金額との差額を市に返還して頂きます。

小平市 地域振興部

申込書のダウンロードはこちら

産業振興課 商工担当

〒187-8701 小平市小川町二丁目1333番地
電話 042-346-9534
FAX 042-346-9575



ご利用できる方

市内で創業予定の方、または創業後1年未満の方のうち、以下の融資あっせん制度及び下表の融資あっせんの要件を満たす方がご利用いただけます。
※申込書が個別にございますのでご注意ください。

小口事業資金融資あっせん制度

常時使用する従業員数が20人以下の個人又は法人(NPO法人を含む)
(商業・サービス業は、10人以下)

小口零細企業資金融資あっせん制度

常時使用する従業員数が20人以下(商業・サービス業は、5人以下)で、
申込金額と既に信用保証協会の保証を受けている融資の残高との合計が
2,000 万円までの個人又は法人

◆ 融資あっせんの要件

個人	法人	融資あっせんの要件
○		市内に住所を有していること
○		市民税その他の市税に未納がないこと
○	○	市内で信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営むこと
	○	市内に主たる事務所（登記簿謄本上の本店所在地）を置くこと
	○	法人及び代表者の市(区町村)民税その他の市(区町村)税に未納がないこと
	○	代表者が連帯保証人となること※

※ 信用保証協会が認める場合は、不要となります。

その他の創業資金融資制度

◆東京都中小企業制度融資

創業等の資金ニーズに対応する資金

融資制度	融資限度額	融資期間	利率
創業	3,500 万円	7～10 年	1.5～2.0%
創業支援特例			上記より 0.4%優遇

【問合せ先】産業労働局金融部金融課 電話 03-5320-4877

◆日本政策金融公庫

創業時に利用できる融資制度（一例）

融資制度	融資限度額	備考
新規開業資金	7,200 万円	

【問合せ先】事業資金相談ダイヤル 電話 0120-154-505

資金の使途・融資限度額・返済期間等

融資利率を除く資金の種類・融資限度額・返済期間の条件は、小口事業資金・小口零細企業資金ともに共通です。

資金の使途

創業に必要な運転資金及び設備資金

※資金使途が生活資金、住宅資金、投機資金、既存の借入金返済等の場合にはご利用できません。創業に必要な資金に限定します。
※設備資金について、融資あっせん決定前に工事の着手あるいは設備の購入を行っている場合は、融資あっせんの対象となりません。
※車両購入は、営業用車両に限ります。営業用としてのみ使用する旨の同意書を提出するとともに、原則として個人の場合は屋号、法人の場合は社名を車体に表示していただきます。

融資限度額・返済期間

限度額	1, 000万円
返済期間	84ヶ月(7年)以内 (据置期間6ヶ月以内含む)

※融資資金完済前であっても重ねて申込むことができます。また、複数の種類の資金を利用することもできます。その場合の限度額は、各資金の限度額を超えない範囲で、融資あっせん決定額の総額が 1,000 万円までとなります。〔限度額は、融資あっせん決定額ベースです。〕

融資利率

	名目年利率	本人負担利率
責任共有利率	2. 1 %	1 %
全部保証利率	1. 9 %	0. 9 %

※小口事業資金をご利用の場合は、原則、責任共有利率になります。

※小口零細企業資金をご利用の場合は、原則、全部保証利率になります。

創業支援窓口等のご案内

◆TOKYO 創業ステーション TAMA(Planning Port)

経験豊富な相談員による事業計画策定支援や創業手続き、資金調達、マーケティング、デザイン、知的財産等に関する専門相談を通じて起業をサポートしています。

◆小平市創業支援等事業

創業者、創業希望者を対象とした個別相談やセミナーなどの各種支援を行っています。

申込みに必要な書類等

小口事業資金・小口零細企業資金は申請書が個別にございますので該当する申込書にご記入後、必要な書類を添付し、**市役所1階 産業振興課へご提出ください。**

※申込書等は、産業振興課窓口や市ホームページ(右図 QR コード)から取得できます。

区分	個人	部数	法人	部数
運転・設備 (共通)	①申込書【市所定様式】	1部	①申込書【市所定様式】	1部
	②事業計画書【市所定様式】 (内容を証明する書類を添付)	1部	②事業計画書【市所定様式】 (内容を証明する書類を添付)	1部
	③直近の確定申告書・内訳書の写し (創業前に事業を営んでいた場合のみ)	2部	③履歴事項全部証明書 (登記前であれば不要)	1部
	④直近の源泉徴収票の写し (創業前に会社等に勤めていた場合のみ)	2部	④直近の確定申告書・決算書の写し (創業前に事業を営んでいた場合のみ)	2部
	⑤許可書・認可書・登録書等の写し (許認可事業の場合のみ、創業前で未取得であれば不要)	2部	⑤直近の源泉徴収票の写し (創業前に会社等に勤めていた場合のみ)	2部
追加設備	⑥見積書の写し (場合により同意書・カタログ・仕様書・平面図等を添付)	2部	⑥許可書・認可書・登録書等の写し (許認可事業の場合のみ、創業前で未取得であれば不要)	2部
	⑦見積書の写し (場合により同意書・カタログ・仕様書・平面図等を添付)	2部	⑦見積書の写し (場合により同意書・カタログ・仕様書・平面図等を添付)	2部
その他必要書類	【申込者以外が申請する場合】 ⑦委任状	1部	【連帯保証人が市外在住の場合】 ⑧代表者の住民票※1	1部
	【納税確認ができない場合】 ⑧領収書の写し (融資あっせん申込みの直前に納付した場合)	1部	⑨代表者の市(区町村)民税の納税証明書※2	1部
			【申込者以外が申請する場合】 ⑩委任状	1部
			【納税確認ができない場合】 ⑪領収書の写し (融資あっせん申込みの直前に納付した場合)	1部
			【NPO法人を設立済の場合】 ⑫事業報告書の写し	1部
			⑬計算書類の写し (活動計算書、貸借対照表、財産目録)	1部
			⑭年間役員名簿の写し	1部
			⑮社員のうち10人以上の者の名簿の写し	1部

※1「代表者の住民票」は3ヶ月以内に発行されたものをお願いします。

※2「代表者の市(区町村)民税の納税証明書」は3ヶ月以内に発行され、市(区町村)・都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税のうち、課税されている税すべて記載されているものをお願いします。また、申込みの直前に納めた場合、納付を確認できない場合がありますので、領収書の写しをご持参ください。